

(参 考)

こども医療費助成事業市町村別実施状況

R8. 4. 1~

資格証区分	《未就学児》(乳)							《小中学生》(学)						《高校生》(高)						
	出生の日から満6歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にあるもの							満6歳に達する日以後における最初の4月1日から満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にあるもの						満15歳に達する日以後における最初の4月1日から満18歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にあるもの						
	公費負担者番号	一部自己負担				食事療養費助成		公費負担者番号	一部自己負担				食事療養費助成		公費負担者番号	一部自己負担				食事療養費助成
入院		通院		入院					通院		入院					通院				
	あり	なし	あり	なし	あり	なし		あり	なし	あり	なし	あり	なし		あり	なし	あり	なし	あり	なし
県の基本制度	-	○		○		○	-	○		助成対象外			○	-	○		○			○
大分市	83.44.901.7		○		○		83.44.801.9		○	△※1	△※1		○	83.44.701.1		○	○			○
別府市	83.44.902.5		○		○		83.44.852.2		○	△※1	△※1		○	83.44.702.9		○	○			○
中津市	83.44.903.3		○		○		83.44.803.5		○	○			○	83.44.703.7		○	○			○
日田市	83.44.904.1		○		○		83.44.804.3		○		○		○	83.44.704.5		○		○		○
佐伯市	83.44.905.8		○		○		83.44.805.0		○		○		○	83.44.705.2		○		○		○
臼杵市	83.44.906.6		○		○		83.44.806.8		○		○		○	83.44.706.0		○		○		○
津久見市	83.44.907.4		○		○	○	83.44.807.6		○		○	○		83.44.707.8		○		○	○	○
竹田市	83.44.908.2		○		○	○	83.44.808.4		○		○	○		83.44.708.6		○		○	○	○
豊後高田市	83.44.909.0		○		○	○	83.44.809.2		○		○	○		83.44.709.4		○		○	○	○
杵築市	83.44.910.8		○		○		83.44.810.0		○		○		○	83.44.710.2		○		○		○
宇佐市	83.44.911.6		○		○		83.44.811.8		○	○			○	83.44.711.0		○	○			○
豊後大野市	83.44.936.3		○		○	○※2	83.44.836.5		○		○	○※2		83.44.736.7		○		○	○※2	
由布市	83.44.925.6		○		○		83.44.825.8		○		○		○	83.44.725.0		○		○		○
国東市	83.44.917.3		○		○	○	83.44.817.5		○		○	○		83.44.717.7		○		○	○	
姫島村	83.44.916.5		○		○		83.44.816.7		○		○		○	83.44.716.9		○		○		○
日出町	83.44.920.7		○		○		83.44.820.9		○		○		○	83.44.720.1		○		○		○
九重町	83.44.946.2		○		○		83.44.846.4		○		○		○	83.44.746.6		○		○		○
玖珠町	83.44.947.0		○		○		83.44.847.2		○		○		○	83.44.747.4		○		○		○

《一部自己負担金について》

通院：(小学生以上)医療機関毎に1日500円、月2,000円限度

(大分市、別府市、中津市、宇佐市の小中高生。ただし調剤薬局分は一部自己負担なし。)

※1：市民税非課税世帯については別途公費負担者番号を設定

・大分市(83.44.851.4) ・別府市(83.44.802.7)

※2：償還払

◎助成内容の詳細については、市町村子ども医療費助成担当窓口へお問い合わせください。